

第2次（学部生・大学院生共通・留学生を除く）国の学生支援緊急給付金給付事業 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について（募集要項）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難な状況にある学生が修学をあきらめることがないように、特に家庭から自立した学生等が学びを継続できるための『学生支援緊急給付金』制度が国により創設されました。給付の対象としているのは、国が定めた以下の要件を満たしている方です。

- I. 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
- II. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
- III. 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

『学生支援緊急給付金』は支給要件を満たした学生が大学に申請し、大学が選考し、国に推薦することになります。申請にあたっては、文部科学省作成の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）もご確認いただきますが、申請書や提出書類については、本学が独自にお願いしているものもごさいます。**この募集要項を確認し、法政大学学生用の申請書類、必要書類をご用意します(文部科学省 HP 掲載の様式は使用しないでください)**。本学ではLINEによる申請は行いません。

非常に短い期間で、皆様に申請書類を提出していただき、大学による選考・推薦を行わなければなりません。提出書類に不備のないようにご自身で確認してください。また、書類が揃っている方を優先せざるを得ませんことをご承知お祈いします。

1. 対象

下記3. の支給対象者の要件を満たす学部生及び大学院生

* 学部生・大学院生問わず、外国人留学生（在留資格「留学」を保有又は在留資格「留学」取得の為の手続き中の方）の申請は別になります（別途、Hoppii の Web 掲示板等のご案内をいたします）。

この募集要項ではなく、グローバル教育センターからの案内の通りに申請してください。

* 学部生は通信教育課程を含みます。

* 科目等履修生、研究生等の特別学生は対象ではありません。

* 休学中、留年している場合でも対象となります。

* 対象要件のすべての条件を満たさない場合でも申請は受け付けますが、推薦順位は下がります。

2. 支給金額

10 万円（高等教育の修学支援新制度の第 I 区分の受給者等 非課税世帯は 20 万円）

3. 支給対象者の要件（基準）

(1) 以下の①～⑥を全て満たす者

①家庭からの多額の仕送りを受けていない

②原則として自宅外で生活をしている（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象とする）

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高い

④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の 50% 以上減少）している

⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（大学院生はハ又は二に該当している場合）

イ) 高等教育の修学支援新制度の第 I 区分（住民税非課税世帯）の受給者

ロ) 修学支援新制度の第 II 区分または第 III 区分（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものは、限度額（月額 5～6 万円）まで利用している者又は利用を予定している者

ハ) 修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

ニ) 要件を満たさないため修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

(2) 上記 (1) を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

4. 申請方法

- (1) 以下 URL より文部科学省作成の申請の手引きやよくある質問を参照の上、制度趣旨や条件を確認ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html)
- (2) 本学 web より以下の法政大学専用の様式をダウンロードし、添付書類とともに郵送で提出してください(文部科学省 HP 掲載の様式は使用しないでください)。
 - a 【様式 1】 学生支援給付金申請書 (本学様式)
 - b 【様式 2】 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 (本学様式)
 - c 添付書類 (様式 1 のチェックリストでも確認してください) **コピー可**
 - * アパート等の賃貸契約書の写し、家賃の支払いの根拠書類、住民票の写し等 (自宅外生)
 - * 新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等 (提出可能な場合)
 - * アルバイト先からの給与明細。2020 年 1 月以降の減額前・減額後の各 1 カ月分で前月比 50%以上の減少がわかるもの。減額の前後は連続するいずれかの月であること。
 - * 2019 年度源泉徴収票・確定申告書のコピーか令和 2 年度の所得証明書 (市区町村発行) のコピー
大学院生も含め原則父母のもの (ひとり親家庭は父又は母のもの)。社会人学生は本人のもの。
 - * 高等教育の修学支援新制度の第 I 区分 (住民税非課税世帯) の受給者以外で、非課税世帯の方は、本人と父母の令和元年度又は令和 2 年度の非課税証明書。社会人学生は本人 (と配偶者) の非課税証明書。
 - * 日本学生支援機構奨学金以外の民間等を含め、申請が可能な支援制度の利用を予定していることがわかるもの
 - * 給付金の振込先に指定した口座情報のわかる通帳・キャッシュカードのコピー (日本学生支援機構奨学生は不要)

5. 提出期限 (郵送)

7 月 17 日 (金) 最終日消印有効

6. 郵送先

【市ヶ谷】	〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1	法政大学	学生センター厚生課	M係	宛
【多摩】	〒194-0298 東京都町田市相原町 4342	法政大学	学生センター多摩学生生活課	M係	宛
【小金井】	〒184-8584 東京都小金井市梶野町 3-7-2	法政大学	学生センター小金井学生生活課	M係	宛
【通教】	〒102-8445 東京都千代田区富士見 2-17-1	法政大学	通信教育部通信教育課学生担当	M係	宛

7. 注意事項

- (1) 書類の提出は郵送です。必ず本人控えのコピーを保管するとともに、レターパックライト、簡易書留等、追跡できる方法で送付してください。
- (2) 大学の推薦枠が決まっています。選考の結果、採用されない場合もあります。
- (3) 推薦対象者には 8 月上旬にお知らせ配信でご連絡します。不採用の方にはご連絡いたしません。
- (4) 本制度は本学が実施する独自奨学金とは別の制度です。申請基準の要件を満たす方はどちらも申請することができます。
- (5) 本給付事業は国の制度であり、予告なく要件や内容が変わることもありえますことをご承知おきください。

8. 問合せ先

市ヶ谷キャンパス	学生センター厚生課	03-3264-9486
多摩キャンパス	多摩学生生活課	042-783-2151
小金井キャンパス	小金井学生生活課	042-387-6010
通信教育部		03-3264-6560

以上